

「特殊詐欺被害」等の未然防止対策について

平素は、当金庫をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、近時、ご高齢の方を狙って、役所や当金庫の職員を騙った詐欺、「カードすり替え型」「カード手交型」の手口による詐欺等の被害が増加しています。

当金庫では、このような詐欺被害等を最小限にするため、以下の対策を実施いたします。何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 対象となる口座

年齢が70歳以上のお客さまで、以下に該当する口座です。

過去のATMでのご出金状況		1日あたりのATMでのご出金額（ご利用限度額）	
		対策実施後	現 状
①	過去1年間を通して、キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）によりご出金をされていない口座	上限10万円 (変更ありません)	上限10万円
②	上記①以外で、過去1年間を通してカードにより1日あたり30万円超のご出金をされていない口座	上限30万円	追加の対策
③	上記①②以外で、過去1年間を通してカードにより1日あたり50万円超のご出金をされていない口座	上限50万円	追加の対策

※キャッシュカードによる出金には、現金出金、振替出金、振込出金を含みます。

※②③の対策については、個別にご利用限度額を設定していただいている口座は対象外となります。

2. 実施日

2021年8月20日（金）から実施します。

3. その他

○上記のご利用限度額の増額を希望される場合は、お取引店の営業時間内に、口座名義人様が「本人確認資料」「お届けのご印鑑」をご持参のうえ、お申出ください。

所定の手続きをいただいたうえで、所定の範囲内で変更いたします。

○特殊詐欺の手口が巧妙化しておりますので、くれぐれもご注意ください。

○ご不明な点がございましたら、窓口へお気軽にお問合わせください。

以 上

< 特殊詐欺被害等の未然防止対策 >

キャッシュカードによるお振込みの一部利用制限について

日頃は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり、キャッシュカードによるお振込みに不慣れなご高齢のお客さまを、言葉巧みにATMに誘導し、電話で操作を指示し、意識されないうちに、ご預金を振込みさせる「還付金詐欺」が増加しております。

当金庫では、このような詐欺被害を未然に防止するため、緊急対応策として、平成28年12月に70歳以上のお客さまにキャッシュカードによる振込機能の一部利用制限を実施させていただきましたが、被害が70歳未満のお客さまに及んでいるため、対象年齢を65歳以上に引下げさせていただくこととしました。

何卒、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 緊急対応策

次のお客さまは、ATMの振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるお振込みができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

65歳以上のお客さまのうち、当金庫のATMから3年以上、キャッシュカードによるお振込みをされていない口座のお客さま

(2) 実施日

令和1年5月20日（月）より実施

2. その他

上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでのお振込みを希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申出下さい。

ご本人確認のうえ振込取引を可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによるATMでのお預入れやお引出しにつきましては、変更ございませんので、従来通りご利用できます。

詳しくは、窓口にお問合わせ下さい。

以上